

平成14年9月支援費制度担当課長会議資料、「支援費基準(案)等の送付について」(平成14年12月27日付け事務連絡)からの主な追加、修正点等

居宅生活支援費

- ・ 居宅介護支援費、デイサービス支援費及び短期入所支援費(宿泊を伴わない場合)は、「現に要した時間」ではなく、「計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間」等で算定する。
- ・ 全身性障害者の定義を規定。
- ・ 居宅介護支援費について、同時に2人の居宅介護従業者がサービス提供する場合の要件を規定。
- ・ 児童デイサービス支援費について、保育所に通っている児童は、併給を可能とした。

施設訓練等支援費

- ・ 地方公共団体が設置する施設については、所定額の1000分の965に相当する額を算定することとした。
- ・ 障害程度区分Aの額が算定される旧措置入所者についても、重度重複障害者加算が算定されることを明示。
- ・ 強度行動障害者の基準を規定。
- ・ 入院時は、所定額(1月につき)の8割の額を算定することとする(日割りの場合の計算方法は9月時点と同様)。
- ・ 身体障害者療護施設の神経内科医加算について、神経内科医を「神経内科の診療に相当の経験を有する医師」とした。
- ・ 同一敷地外の建物で実施する場合の自活訓練加算の額は、借家等で訓練を行う場合に算定されることを告示上明示。
- ・ 自活訓練の基準を規定。
- ・ 心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設について、強度行動障害者特別支援加算及び自活訓練加算を算定できることとした。